

伊勢神宮の防衛——幕末から大東亜戦争まで

防衛研究所戦史部主任研究官

原 剛

はじめに

伊勢神宮の警備は、慶長八年（一六〇三）江戸幕府によって設置された山田奉行の任務であったが、太平の世が続く、外敵を考慮することなく幕末を迎えた。神宮の防衛が問題になるのは天保期である。幕府は全国的な海防強化政策の中で、伊勢神宮の防衛を問題とし、天保十三年（一八四二）津藩に対し、神宮近海の防衛を命じた。¹

しかし、これは平時から防衛態勢をとるのではなく、非常時に神宮近海に出兵するというものであった。

幕府は、ペリーの江戸湾来航、プチャーチンの大坂湾来航を契機に、伊勢神宮の防衛策を講じようとしたが、江戸湾および大坂湾の防衛対策等に追われ、伊勢神宮にまで手がまわらず、伊勢神宮の防衛を具体化するのには、攘夷熱の高まった文久期に入ってからである。

明治期に入り二十年代に、国土防衛の重要地点として鳥羽が上げられたが、具体的な防衛施設は設けられなかった。日清・日露戦争時には、伊勢神宮防衛のため、歩兵一個中隊が派遣され、戦争終結までその任に就いたのである。

その後、大東亜戦争の末期の本土決戦準備段階において、伊勢神宮を含む伊勢湾一帯に陸海軍部隊が配置され、防

衛の任に就いたが、陣地等を構築中、終戦を迎えた。

以下、主として幕末期の伊勢神宮の防衛について述べ、日清・日露戦争時および大東亜戦争時における、神宮および神宮近海の防衛についても、その概要を述べることにする。

一 幕末の伊勢神宮防衛

1 伊勢神宮防衛論

ア 佐藤信淵の「混同秘策」

伊勢神宮の防衛について最初に論じたのは、佐藤信淵が文政六年（一八一三）に記した「混同秘策」であるとする説もあるが、信淵は神宮の防衛について特別に論じたのではなく、全国的な防衛を論じた中で、広く伊勢湾一帯の防衛のために「遠江ノ荒井、三河ノ五十子崎・前芝・湊、尾張ノ大泊・宮、伊勢ノ桑名・大湊・錦港、志摩ノ鳥羽、以上十処ノ津港ニハ水寨ヲ構テ恒ニ水軍ヲ訓練スベシ」と主張しているに過ぎない。⁽³⁾

イ 井坂徳辰の「神境防夷」⁽⁴⁾

神宮防衛について具体的に論じたのは、伊勢の神楽役人井坂徳辰であった。井坂徳辰はペリー来航後の嘉永六年（一八五三）冬、「神境防夷」を書き、神宮周辺の地理的特性に応じた具体的防衛策を述べている。その大略は次のとおりである。

①神境に住む者は上下一同身命を抛て働くべきこと。

②神官は悉く宮中を守護し、町在の神民および神領の農民は総て五軒の中より年齢五十歳以下十五歳以上の男二人を動員し、十人を一組として宮中の守護に参集する。

③異船が渡来の際は、津藩を始め最寄りの諸藩に出兵を命じ海岸を固めさせるが、志摩国は地理的に狭い故、先陣を

もつて浦々を固め、主力は二見浦・大湊の海岸を固める。

④志摩国より神境に通じる堅神口・逢坂越（磯部道）・岳越（朝熊山越）の三道には、伏兵を置いて撃取る。

⑤異船が的矢浦・鳥羽浦に来る場合は、畦乘（安乗）相差および安楽島・坂手の両方より大砲で撃破する。

⑥普島と神島の間を通つて二見沖への侵入に備えて、両島に大砲を据えるとともに、答志の北岸にも大砲を据える。

⑦大湊は大船の入る所なので、砲台を築き防禦を嚴重にする。

その他、御神体の保護要領、神官の武芸の修練、武器の準備等についても述べ、最後に「伊勢ハ神州ノ中ノ神州ナリ。夷類ノ為ニ神州ヲ汚サレザルヤウ、神官神民一同ニ心合ワセ、祈禱ト防禦ト二ツナカラ闕ル事ナク、日夜朝暮ニ丹精ヲ凝シ、神官ノ神官タル勤メ、神民ノ神民タル行ヒヲ忘レス、忠ヲ神廷ニ尽スヘキナリ」と精神論をもつて結んでいる。

このような神宮防衛論は、当時においては画期的なものであつたが、井坂徳辰は自己の身分等を考へてこの書を秘していた。ところが、射和村の豪商竹川竹齋が、この写しを見て自分の神宮防衛論の参考にするともに、安政二年（一八五五）二月、石河土佐守等の伊勢近海見分に随行してきた勝海舟にこれを送付したため、世に出ることになった。⁽⁵⁾

ウ 竹川竹齋の「神国攘夷神乃八重垣」

竹川竹齋は、鳥羽藩領飛地射和村の豪商で、後に射和文庫を設立したほどの知識人であり、ペリー来航直後には「護国論」を書き、江戸湾防衛方策を述べ、引き続き「神国攘夷神乃八重垣」を安政二年二月に書き上げ、伊勢近海見分に來た勝海舟に送付した。⁽⁶⁾

竹齋の神宮防衛論は、井坂徳辰の「神境防夷」を参考にして書いたものだけに、大筋において大差ないが、更に具体化した点は次のとおりである。⁽⁷⁾

①両宮は神職の者で守り、その人数は内宮内院に大宮司以下約三〇〇人、同外院に約五〇〇人、外宮内院に約六〇〇人、同外院に約四七〇人とする。

②町方は町人のうち身元宜しき者で要所を固め、神都人口は百姓のうち身元宜しき者で固める。神領海岸は領民を動員する。

③外夷の勢い大なる時は、御神体を滝原の宮に奉遷する。

④海岸防禦のため、今一色・大湊・大湊西方出州の三ヶ所に砲台を築き、各々一〇挺の大砲を備える。

⑤神島・答志等は絶海故、砲台を築く必要はない。

⑥砲台船を三〇―五〇艘備え、これに奉行支配の水主等に乗せる。

このような竹斎の神宮防衛論は、その後、神宮の防衛策としてその大半が生かされるのである。

エ 吉田松陰の「急務一則」⁽⁸⁾

ペリー来航後、松蔭は「急務一則」を書き、伊勢神宮の守衛を主張した。しかし、松蔭の論は、両宮のみの守衛を論じたもので、前述の井坂徳辰や竹川竹斎の論のように伊勢近海の防備から両宮の守衛まで論じたものではなかった。松蔭は、山田奉行・鳥羽藩ともに小禄で頼むに足らず、津藩も行程一〇里で急場に間に合わない。「両宮の神職五百人ばかりこれあるべく、之れに砲銃槍刀の技ををしへ、隊伍節制の事をも心得させ置かば、万一夷賊彼の地を擾乱することありとも、神器を守護するだけのことは叶ふべし」と論じたのである。この論は、神宮防衛論というよりも、神器守護論というべきものであろう。

オ 津藩主藤堂高猷の意見書⁽⁹⁾

安政二年二月十九日、津藩主藤堂和泉守高猷は、神宮防衛の意見書を幕府に提出し、神宮の防衛に必要な要地を公収して砲台を築き、それを津藩一手に任せるように上申した。

この津藩主の意見書は、鳥羽藩にとっては甚だ面目ないものであった。鳥羽周辺の要害の地を幕領とし、ここに砲台を築き、津藩に預けるということは、三万石の小藩にとって藩の面目ばかりでなく藩の存続にもかかわる問題でもあった。後述するように、鳥羽藩が沿岸一帯に約六十個所の台場（砲台）を築き、防衛に必死の努力をした背景には、この津藩主の意見書が大きく影響したものと考えられる。

カ 岩倉具視の「神州万歳策」¹⁰

安政五年（一八五八）三月、岩倉具視は条約勅許をめぐる朝議が未だ決しない折、勅許反対論として「神州万歳策」を内奏したが、その中で、三都・伊勢警衛の事につき、「伊勢は神宮御鎮座まします所にして至重至貴の要地にして、海岸に接し、一朝事あれば禍患計られず、徳川懿親の大名に警衛軍隊の主將仰付られ然るへし」と述べ、更に「全国の大名を三分し、其一を京都及び大坂の警衛軍隊とし、其二を伊勢の警衛軍隊とし、其三を江戸の援軍に充つ可し」と、伊勢にも京都・大坂および江戸と同様の兵力を配備すべきであると主張したのである。

以上のように各種の神宮防衛論が主張されたが、実際に神宮防衛が具体化し実現するのは文久期に入ってからである。

2 神宮の守衛（直接防衛）

冒頭で述べたように、天保十三年以来津藩に神宮近海防衛の任務が与えられていたが、これはあくまで非常時のことであって、平時から兵力を配置するとか、砲台を築く等の処置を命じたものではなかった。平時は山田奉行支配の同心等が警備していたのである。

ペリー来航によって、神宮守衛に不安を感じた山田奉行は、嘉永六年十一月二十七日、「両宮神職之輩専ら武家風儀を学ひ候は却而不可然候得共、剣術等心掛候ものは、身分肝要之職掌を不取失程に修行候義不苦候」と達し、両宮

神職に剣術等の稽古を許して、神宮自体を守護させようとした。

当時幕府は、江戸湾防備対策に追われ、神宮の防衛対策を講ずる余裕もなかった。幕府が、神宮の防衛を問題にし始めたのは、安政元年（一八五四）九月、プチャーチンが大坂湾に来航した後のことである。

同年十一月十九日、幕府は勘定奉行石河土佐守政平・目付大久保右近将監忠寛に大坂近海および伊勢海岸の見分を命じ、石河・大久保等は、翌年二月、山田奉行同道して二見・鳥羽の海岸を見分した⁽¹³⁾。

石河等が見分結果をどのように復命報告したかは不明であり、幕府がその後特別の対策を講じた形跡も見当らない。当時、幕府は江戸湾・大坂湾の防備対策、禁裏炎上による再建等に手一杯であり、伊勢沿岸に砲台を築く余裕はなかった。

このような情勢下、山田奉行は安政二年六月「近来夷国船所々入港ニ付而者、当地ハ渡来致間敷とも難申、就ては両宮御守衛第一ニ付、師職之輩武芸之義深存奇も有之間、先達而申渡候剣術之外、諸術共心掛度ものは勝手次第可致修行候、就中鉄砲は、当時警衛向必用之術業に候間殊更相嗜置可然」と達し⁽¹⁴⁾、せめて神宮自体の守衛だけでも強化しようとしたのである。

その後も幕府は、安政五年（一八五八）六月二十一日、津藩に対し「神宮御警衛之義も是迄之通相心得、弥手厚ニ可被申付候⁽¹⁵⁾」と、再確認の命令を達しただけで、幕府自体は特別の対策を施すことなく津藩に任せられた状態であった。

攘夷熱の高まった文久二年（一八六二）四月、幕府は名古屋藩に対し両宮および伊雑宮の守衛を命じ、この命を受けた名古屋藩は、陣屋を外宮域内に建設して藩兵八八八人を配備し⁽¹⁶⁾、伊雑宮守衛のため宿陣を下ノ郷の寺院に置き藩兵を駐屯させた⁽¹⁷⁾。

また、津藩は同年九月、大砲二門を両宮に献じるとともに、十一月外宮東側の岡本町に陣屋を設け、家中御供人足八八〇人を置いた⁽¹⁸⁾。

文久三年九月、津藩主藤堂高猷の進言に基づき、大宮司は神領より農兵を取り立て、両宮にそれぞれ五〇人宛て割り当て、津藩献納の小銃一〇〇挺を農兵に装備させた。⁽¹⁹⁾

かくして、神職、津・名古屋藩兵および農兵による神宮の直接防衛態勢が整った。その後、名古屋藩は、慶応元年（一八六五）四月二十七日に両宮および伊雑宮の守衛を免ぜられ、翌慶応二年（一八六六）六月、久居藩が神宮守衛を命ぜられた。⁽²¹⁾

3 神宮近海の防備

伊勢近海に異国船が最初に渡来したのは、安政二年（一八五五）正月朔日であった。この日、和歌山藩領田曾浦に清国商船一艘が渡来し、和歌山藩田丸から城代久野兵右衛門の率いる一番手が出兵して守備についた。⁽²³⁾

また、鳥羽藩からは、用人柏原彦輔・物頭向井全右衛門以下二〇〇余人が藩境の南張村へ、家老稲垣六郎右衛門以下二〇〇余人が浜島へ、用人秋本折右衛門以下一五〇余人が御座村へそれぞれ出兵した。⁽²⁴⁾

津藩は、翌二日に一番手九〇〇人余り、更に三日に二番手九〇〇人余りを出兵させた⁽²⁵⁾が、漂流の異国船であるとの報により途中で引き返した。⁽²⁶⁾

この清国船漂着により、和歌山藩田丸領は前年から計画していた砲台の築造を急ぎ、年内に五所ヶ浦と礫浦の二ヶ所に砲台を築造した。⁽²⁷⁾

津藩は伊勢湾の内海に位置していたため、清国船漂着事件をそれほど切迫した問題として認識せず、それ故に、神宮近海の防備を担当させられていながら、海岸の要地に砲台を築こうともせず、有事出兵で対応しようとしていた。

鳥羽藩は、城下の防備のため既に嘉永六年（一八五三）十一月、城壁を土塁に改築して周囲に砲台を築く工事に着手しており、これらを翌安政元年に完成させ、続いて坂手・菅島・答志にも砲台の築造を始めた。⁽²⁸⁾更にその他の地区

にも砲台を構築していたためか、安政四年（一八五七）五月二十九日の記録に「台場工事、一昨年以来、場広故年内は無理」と記されている⁽²⁹⁾。

このように鳥羽藩は、嘉永六年十一月以降、鳥羽城下はもちろん、その周辺地域に砲台を築き、城下の防備はもとより、神宮の防備にも貢献しようとしていたのである。

文久二年（一八六二）九月二十六日、イギリス商船が一艘、的矢浦に入津し、翌二十七日退帆した⁽³⁰⁾。この影響もあり、同年十一月鳥羽藩は、伊雑宮の防衛を命ぜられ、的矢湾入口の菅崎・安乗および湾内の的矢中ノ浜・弁天崎・八幡山に砲台を築き、更に翌三年四月、神島に、六月には的矢湾内の飯浜・坂崎にも砲台を築いた⁽³¹⁾。鳥羽藩の築いた砲台を諸史料によってまとめると表一のとおりである⁽³²⁾。

表一 鳥羽藩築造砲台一覧表

5	4	3	2	1	No	砲台
神島	日向島	亀崎	日ノ浦	大新田	18	No
岩崎第三	岩崎第二	岩崎第一	相島グミ崎	相島弁天崎	35	No
39	38	37	36	35	No	砲台
的矢八幡山	的矢弁天崎	的矢中ノ浜	相差菅崎	国崎先山	52	No
56	55	54	53	52	No	砲台
和具大日山	和具荒見山	州崎	麦崎	退治崎		

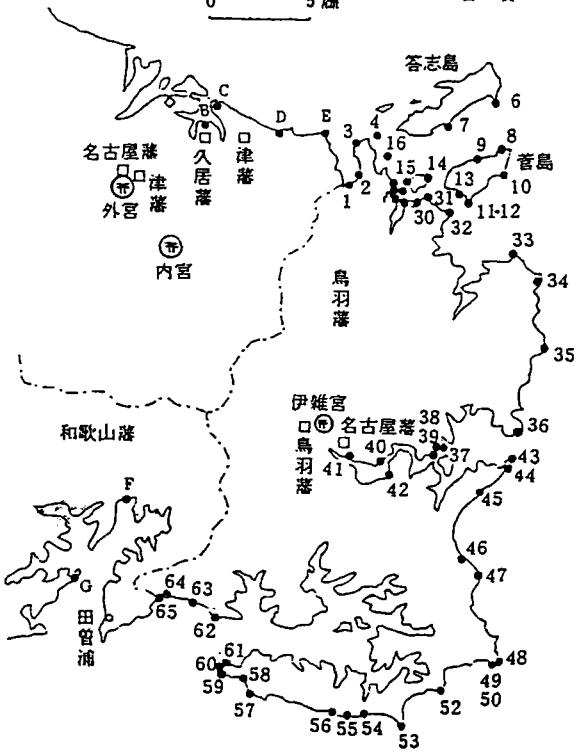
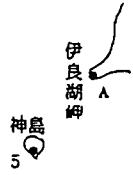
17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
勝武崎	戸島	坂手白石崎	坂手丸山崎	菅島ハノコ	菅島ハツケ	菅島波田	菅島長崎	菅島大日山	菅島大谷	答志大崎	答志築上
34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23
石鏡山口	石鏡ナット	加布良古崎	蜂ヶ崎	八助浜	権現崎	城内鍋崎	城内梅林	城内左二	城内左一	城内右二	城内右一
51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
船越南谷	波切八幡山	波切城山	波切氏神	志島岩間鼻	甲賀八幡山	国府丸山	安乘日和山	安乘灯明山	坂崎城山	下ノ郷	飯浜荒見山
			65	64	63	62	61	60	59	58	57
			南張鳥越	南張前浜	浜島黒崎	浜島目戸崎	御座地藏鼻	御座白浜	御座岬	御座日和浜	岩井崎

津藩主は、文久二年十一月三十日「神宮警衛厳にすべし」との朝旨を拝し、漸く神宮近海に砲台を築くことに決し、翌月帰藩するや、今一色・二見・神崎に砲台を築き、山田原に陣営を設けることを達した。⁽³⁶⁾二見茶屋と神崎の砲台は、

伊勢神宮の防衛

- ◇ 山田奉行所
- 陣屋
- 台場

0 5 km



かくして、伊勢神宮の防衛は、神宮の直接守備と、神宮近海の防備という二重の防衛態勢が確立され、この態勢で維新を迎えたのである。

二 日清・日露戦争時の神宮防衛

明治政府は、西南戦争という国内的一大危機を乗り切り、漸く本来の対外防衛に力を入れることになり、東京湾をはじめとする全国の重要地点に砲台の建設工事を開始した。

伊勢神宮近くの鳥羽が、防禦の重要地点として選定されるのは、明治二十三年（一八九〇）十一月、参謀本部によって作成された「海岸防禦計画大要」⁽⁴¹⁾である。この防禦計画大要は、全国の重要防禦地点として二十二地点を選定し、その重要度に応じて三等に区分し、逐次砲台を建設するというものであった。鳥羽は第二等に位置づけられていた。

この「海岸防禦計画大要」は、翌二十四年十月、允裁を仰ぎ正式に決定された。⁽⁴²⁾しかしながら、実際には日清戦争までに砲台が築かれたのは、東京湾・対馬・下関海峡・紀淡海峡の四地点であった。その後、これら四地点に加えて、広島湾・佐世保・長崎・函館・舞鶴・鳴門海峡・芸予海峡等が要塞となり、逐次砲台の建設が進められていったが、鳥羽は要塞に指定されることもなく、従って砲台も築かれなかった。

このような全般情勢の中、明治二十七年（一八九四）一月、陸軍は有事における本土防衛のため「守備隊配置計画」⁽⁴³⁾を作成した。これによると、伊勢湾地区には、後備歩兵第九大隊（鳥羽・山田・長島の守備）と後備歩兵第十大隊（伊良湖・知多半島・今切の守備）が配置されることになっている。

明治二十七年八月一日、日清両国は開戦となり、日本陸軍の各師団は朝鮮半島と遼東半島に出兵し、本土は計画に従い、要塞部隊と後備部隊が召集されて、それぞれの守備についた。伊勢湾地区には計画どおり後備歩兵第九大隊と後備歩兵第十大隊が守備につき、伊勢神宮の守護には、後備歩兵第九大隊の一中队が当った。⁽⁴⁴⁾

九月十七日の黄海海戦において、聯合艦隊が清国艦隊を撃破したため、大本営は守備部隊の整理を行い、伊勢湾地区の守備部隊は、伊勢神宮の守護に当たっていた後備歩兵第九大隊の一中隊を除き、全て名古屋に集結させた⁽⁴⁵⁾。伊勢神宮の守護部隊は、引き続き日清戦争集結までその任に就いたのである。

日清戦争後、日露の対立は激化し、明治三十七年（一九〇四）二月十日遂に両国は開戦となった。陸軍部隊は続々と大陸に出兵し、本土は主として要塞部隊が守備することになった。開戦直前の二月六日、伊勢神宮守護のため急遽第三師団の一中隊が派遣されたが、第三師団も出兵するため、三月、近衛後備歩兵第三聯隊の一中隊が交替した。十月には、近衛後備歩兵第四聯隊の一中隊が派遣され、前任の近衛後備歩兵第三聯隊の一中隊と交替した。近衛後備歩兵第四聯隊の一中隊は、戦争終結までその任に就いた⁽⁴⁶⁾。

三 大東亜戦争時の神宮防衛

1 神宮の防空・警備

昭和十九年（一九四四）七月、サイパン島が陥落し、本土はB-29による本格的空襲を受けるようになった。

翌二十年一月十四日、名古屋の三菱重工業航空機製作所を爆撃した（六二機）のうち三機が帰途、神宮上空に飛来し、外宮の神楽殿・斎殿近くに二発、宮域林に四発の高性能爆弾を投下した。両殿は被害を受け、三人の重傷者が発生した⁽⁴⁷⁾。

この神宮への爆弾投下に対し、翌日の新聞は一斉に憤激の記事を載せた。「醜弾伊勢の神域を汚す」「米、鬼畜の本性を現す」等の見出しで、米軍機のこの爆弾投下を不遜な行動であると論じた。一月十七日、日比谷公会堂において、一億総憤激大会が日本言論報国会主催で開催されたように、米軍機の伊勢神宮への爆弾投下は、多くの国民を憤慨させるものであった⁽⁴⁹⁾。

このような情勢下にあつて、陸軍は伊勢神宮の防空と警備のため、独立高射砲第五大隊（大隊長以下六七二人、八糎高射砲一八門、探照灯六基と伊勢警備隊（隊長以下一六八人）を編成し、宇治山田に配置した。⁽⁵⁰⁾

その後、七月二十八・九日の夜、B-29（九三機）は、宇治山田市街に対し焼夷弾七三四、六トンを投下し甚大な被害を与えた。高射砲部隊は応戦したが、損害を与えることはできなかった。⁽⁵¹⁾

この空襲において、伊勢神宮に対する爆撃はなかった。米軍は、日本の文化施設に対する爆撃制限の手引書⁽⁵²⁾を作成しており、その中に伊勢神宮は文化施設として最も重要なものとして上げられていたのである。従つて米軍は計画的に伊勢神宮を爆撃することはなかったのである。

2 伊勢周辺の防衛

昭和二十年になり、陸海軍は本格的な本土決戦準備をすることになった。米軍の上陸進攻可能地域として南九州・関東地区が最も重視され、次いで土佐湾・伊勢東海地区が重視された。

このため、伊勢周辺に第五百十三師団が配置され、伊勢湾入口と伊勢神宮を防衛することになった。第五百十三師団は、歩兵第四百四十一聯隊・同第四百四十二聯隊・同第四百四十三聯隊・同第四百四十四聯隊の四個の歩兵聯隊と師団直轄部隊で編成されていた。同師団は、主力を志摩半島に、歩兵第四百四十一聯隊を渥美半島に配置し、陣地構築等作戦準備に着手した。志摩半島内は、的矢湾以南を第四百四十二聯隊、以北を第四百四十三聯隊、宮川以西の明野ヶ原地区を第四百四十四聯隊が担当した。伊勢神宮周辺は、前述の伊勢警備隊が担当した。⁽⁵³⁾

海軍は、敵艦の伊勢湾侵入を防止するため、神島・菅島の沖合に約一九四個の機雷を敷設し、いわゆる機雷堰を構成した。また、水上・水中特攻部隊として、第四特攻戦隊を配置した。第四特攻戦隊は、第十三突撃隊と第十九突撃隊から成り、第十三突撃隊は、鳥羽周辺に配置され、第十九突撃隊は、的矢湾・英虞湾・五ヶ所湾等に配置された。

これらの部隊は、特攻兵器である震洋艇（体当りボート）・回天（人間魚雷）、蛟龍・海龍（いずれも小型潜水艇）を格納する洞窟を建築中終戦を迎えた。⁽⁵⁴⁾

前記陸軍部隊も、それぞれの担当地区に陣地を構築中終戦を迎えたのである。

おわりに

以上、幕末以降大東亜戦争までにおける伊勢神宮の防衛態勢について述べてきたが、伊勢神宮が日本における重要な存在であっただけに、国としてこのような防衛処置が講じられたと云えるのである。

日本全国に多くの神社があったが、国としてこのような防衛対策が採られたところは、他にはなかったのである。伊勢神宮が、日本にとっていかに重要な存在であるかが、この面からも認識できるのである。

注

- (1) 『旧津藩近世事蹟』七巻、神宮警衛（東京大学史料編纂所蔵）
- (2) 三重県警察部編・刊『三重県郷土史』（一九三九年）三六四頁
- (3) 『日本思想大系』四五、安藤昌益・佐藤信淵（岩波書店、一九七七年）四五六頁
- (4) 井坂徳辰「神境防表」（神宮文庫蔵）
- (5) 三重県飯南郡教育会編・刊『竹川竹斎翁』（一九一五年）一三三頁、二五〇頁
- (6) 同右、二五〇頁
- (7) 竹川竹斎「神国攘夷神乃八重垣」（射和文庫蔵）
- 前掲『竹川竹斎翁』二二八～二四九頁
- (8) 山口県教育会編『吉田松陰全集』第二巻（大和書房、一九七三年）三五～三六頁

- (9) 前掲『旧津藩近世事蹟』七卷
- (10) 多田好問編『岩倉公実記』上(原書房、一九六八年)一六七―一六八頁
- (11) 宇治山田市役所編・刊『宇治山田市史』上巻(一九二九年)二〇九頁
- (12) 東京帝国大学編・刊『大日本古文书幕末関係文書』八、二二六―二二七頁
- (13) 前掲『宇治山田市史』上巻、二〇九頁
- (14) 同右、二一〇頁
- (15) 前掲『大日本古文书幕末関係文書』二〇、五一―九頁
- (16) 前掲『宇治山田市史』上巻、二一一―二二二頁
- (17) 磯部郷土史刊行会編・刊『磯部郷土史』(一九六三年)一〇八頁
- (18) 前掲『宇治山田市史』上巻、二二二頁
- (19) 大西源一『大神宮史要』(平凡社、一九六〇年)八一五―八一九頁
前掲『旧津藩近世事蹟』七卷
- (20) 維新史料編纂会編『維新史料綱要』巻六(東京大学出版会、一九六六年復刻)九四頁
- (21) 梅原三千『伊勢久居藩史(藤影記)』(三重県郷土資料刊行会、一九七一年)一五頁
- (22) 前掲『大日本古文书幕末関係文書』九(一九一七年)六八―六九頁
- (23) 池山始三『田丸郷土史』(三重県郷土資料刊行会、一九七七年)一八七―一八八頁
- (24) 大西源一『歴史からみた浜島町』(浜島町、発行年不明)一六頁
- (25) 津市史編さん委員会編『津市史』第一巻(津市役所、一九五九年)六一―三頁
- (26) 前掲『歴史からみた浜島町』一六頁
- (27) 前掲『田丸郷土史』一六七―一六八頁
- (28) 『稻垣家譜』(東京大学史料編纂所蔵)
- 『鳥羽藩御用留』(山下久四郎氏筆写、山下隆一氏蔵)

- (29) 同右
- (30) 「稲垣氏日記」(東京大学史料編纂所蔵)
 前掲「稲垣家譜」
 前掲「稲垣氏日記」
- (31) 前掲「磯部郷土史」一〇八頁
 前掲「磯部郷土史」一〇九頁
- (32) 前掲「磯部郷土史」一〇九頁
- (33) 「稲垣長賢氏筆記」(稲垣長克氏蔵)
 中岡志州編「鳥羽志摩新誌」(中岡書店、一九七〇年)四九頁
 答志英虞郡役所提出書類「旧砲台所取調」(岩田貞雄氏蔵)
 「文久三年台場帳」(鳥羽市立図書館蔵)
- (34) 創史社編「日本城郭大系」第一〇卷(新人物往来社、一九八〇年)二六一―二六二頁
- (35) 前掲「磯部郷土史」一〇九頁
- (36) 前掲「旧津藩近世事蹟」七卷
- (37) 前掲「大神宮史要」七七―七七二頁
- (38) 「久居藤堂家譜」(東京大学史料編纂所蔵)
- (39) 「戸田家譜」(東京大学史料編纂所蔵)
- (40) 前掲「維新史料綱要」卷五、二五七頁
- (41) 陸軍築城部本部編「現代本邦築城史」第一部第一卷、築城沿革付録(国立国会図書館古典籍室蔵。写、防衛研究所蔵)
- (42) 参謀本部編「参謀本部歴史草案(資料)」十二―十四(防衛研究所蔵)
- (43) 「各師管内守備隊配置表」(千代田史料、防衛研究所蔵)
- (44) 陸軍省「廿七八年戦役日記」明治二十七年十月(防衛研究所蔵)

- 〔団隊所在表〕明治二十七年、大本営副官部（防衛研究所蔵）
- (45) 海軍省『旗密書類綴』常備艦隊（防衛研究所蔵）
前掲「団隊所在表」明治二十七年
- (46) 陸軍省編『明治三十七年戦没陸軍政史』第二卷（陸軍省、一九二一年）一二〇頁 一三二～一三三頁、一五七頁
陸軍省『満密大日記』明治三十七年十月（防衛研究所蔵）
- (47) 日本の空襲編集委員会編『日本の空襲』五（三省堂、一九八〇年）二三九頁
- (48) 『朝日新聞』昭和二十年一月十五日
- (49) 同右、昭和二十年一月十七日
- (50) 戦史叢書『本土決戦準備1』関東の防衛（朝雲新聞社、一九七一年）二七九頁
- (51) 東京大空襲戦災誌編集委員会編『東京大空襲・戦災誌』第三卷（東京空襲を記念する会、一九七三年）九五〇頁、
前掲『日本の空襲』五、二四一頁
- (52) 前掲『東京大空襲・戦災誌』第三卷、九二五～九三四頁
- (53) 前掲『本土決戦準備1』関東の防衛、四九七頁、付図第四
- (54) 同右、付図第四
- 『引渡目録 三重県区内接收関係』（防衛研究所蔵）